

お問い合わせ Q&A

***** 2. 対象家電について *****



2-1) 補助の対象となる家電は何ですか？



エアコン：省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度）
電気冷蔵庫・冷凍庫：省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021年度）
テレビ：省エネ基準達成率100%以上（目標年度2026年度）
LED照明器具：省エネ基準達成率100%以上（目標年度2020年度）



2-2) 買換え予定の家電製品の省エネ基準達成率が分かりません。どこで確認できますか？



販売店で確認するか、省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) で確認ができます。



2-3) LED照明器具のカタログに省エネ性マークのない製品があるが、補助対象となるのか？



省エネ性マークがない場合でも、省エネ法の目標基準値を上回っている製品であれば、省エネルギー基準達成率が100%以上となるため対象となります。

光源色	目標基準値 (基準固有エネルギー消費効率 (lm/W))
昼光色、昼白色、白色	100.0
温白色、電球色	50.0



2-4) なぜ、この4品目（エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、テレビ、照明器具）が対象なのですか？ 給湯器は対象になりませんか？



家庭における家電製品の電力消費割合の上位のものを選定しました。
なお、ご質問の給湯器については、岩国市省エネリフォーム促進事業費補助金において、補助の対象としています。



2-5) リユース品は対象となりますか？



対象となりません。新品（未使用）である必要があります。



2-6) リース（レンタル）品は対象となりますか？



対象となりません。リースなど補助申請者に所有権がないものは対象外となります。



2-7) 令和8年5月1日より前(対象期間前)に対象家電の代金を支払いましたが、自宅に設置したのは5月に入ってからでした。補助の対象となりますか？



対象となりません。

設置日に関わらず、レシートまたは領収書の日付で購入日を確認します。令和8年5月1日から同年5月28日までの間に購入した家電が対象になります。



2-8) 購入した家電は、補助金の交付決定を受けるまで使用できないのでしょうか？



補助金の申請前又は交付決定前に関わらず、購入後、すぐに使用して構いません。



2-9) 購入する店舗や事業所の指定がありますか？ ホームセンターや工務店で購入する場合も対象になりますか？



購入先店舗の指定はありませんが、岩国市内に所在する店舗や事業所で購入する必要があります。レシートや領収書に記載される店舗または事業所の住所で確認します。

購入先は家電販売店に限らず、申請に必要な書類を発行できる事業者であれば、市内のホームセンターや工務店なども対象になります。



2-10) インターネット（ECサイト）で購入した家電は対象になりますか？



対象となりません。
市内の店舗または事業所で購入したものが対象となります。インターネットで購入した家電は、市内の店舗で受け取る場合であっても対象外です。



2-11) 補助金の交付を受けた家電は、どのくらい使用しなければなりませんか？



エアコンと電気冷蔵庫・電気冷凍庫は補助金の交付決定の日から起算して6年間、テレビとLED照明器具は5年間使用していただく必要があります。



2-12) 賃貸住宅に住んでいますが、元から添え付けのエアコンは対象になりますか？



賃貸住宅に元から添え付けられている備品が住宅の所有者の物でなければ対象となりますので、貸主にご確認ください。



2-13) 処分するエアコンを設置している部屋とは別の部屋に買い換えたエアコンを設置した場合、補助の対象になりますか？



対象となります。同じ住宅内であれば、買い換えた家電の設置場所が同じである必要はありません。

ただし、1つの建物であっても2世帯住宅など明確に居住空間が分かれた住宅の場合は、申請した方が属していない世帯の居室に設置することはできません。



2-14) 今あるエアコンを設置した際に国（県）の補助を受けています。これを買い換えた場合、市の補助の対象になりますか？



対象となります。買い換えた新しい家電に対して補助の併用を受けることはできませんが、買い換え前の古い家電については、適正に処分すること以外に条件はありません。

ただし、最低使用年数の指定など、補助を受けた物品に何らかの条件があることも考えられますので、処分する前にご自身で確認をお願いします。

「家電Q&A 3.対象者について」の中にも家電に関わる項目がありますので、そちらもご確認ください。